

# 政治資金規正法の概要

～静岡県選挙管理委員会～

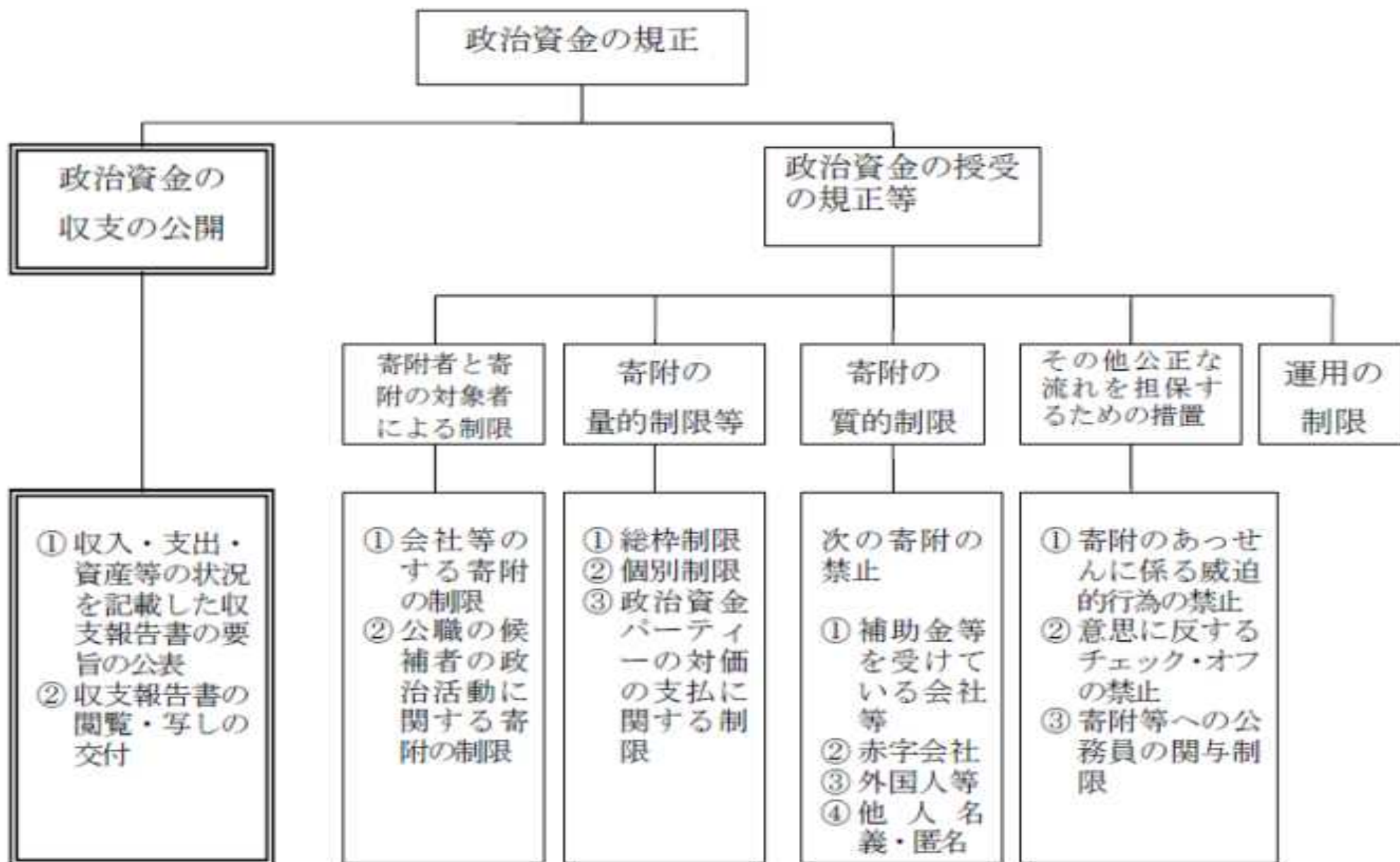


# 1 基本的枠組

## (1) 規正の目的と方法(法第1条、第2条関係)

法の目的	規正の性質	規正の方法
政治活動の公明と公正を確保し、民主政治の健全な発達に寄与すること	政治資金の収支の公開	政治資金の収支や資産を広く国民に公開し、その是非については、国民の不断の監視と批判に委ねることによる規正
	政治資金の授受の規正等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 癒着や政治腐敗の排除のため、寄附などの政治資金の授受に対する具体的な規正</li><li>・ 政治資金の運用に対する投機的取引への規正</li></ul>

# 【規正の方法の体系】



## 2 規正の対象

### (1) 政治団体

政治団体は何人も自由に設立できるが、設立の届出をしない限り、寄附を受け、又は支出をすることはできない。(法第6条、第8条関係)

【政治団体の種類】(法第3条、第5条関係)

政党	次のいずれかにあてはまる政治団体 ①所属国会議員を5人以上有するもの ②前回の衆議院議員総選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上であるもの
政治資金団体	政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体
その他の政治団体	政党・政治資金団体以外の政治団体(主義主張団体、後援会等)
	資金管理団体 公職の候補者が、自らが代表者である政治団体のうちから、一つの政治団体を自らのために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの

## (2) 公職の候補者(政治家)

公職の候補者とは、公職にある者、公職選挙法の規定により届け出られた公職の候補者及び公職の候補者となろうとする者をいう。(法第3条第4項関係)

なお、公職の候補者は、自らが代表者である政治団体のうちから、一つの政治団体を自らのために政治資金の拠出を受けるべき政治団体(資金管理団体)として指定することができる。(法第19条関係)

### 【資金管理団体の指定の効果】

- ①公職の候補者が、政党から受けた政治活動に関する金銭等を自己の資金管理団体に対して寄附する場合(特定寄附)には、寄附の量的制限は適用されない。
- ②公職の候補者が、自己資金を自己の資金管理団体に対して寄附する場合には、総枠制限の範囲内で年間に1,000万円まで寄附することができる。
- ③公職の候補者は、選挙前一定期間は自己の後援団体に寄附ができないが、自己の資金管理団体に対しては寄附することができる。

## 3 収支報告

### (1) 会計帳簿の作成・保存

政治団体の会計責任者は、会計帳簿(収入簿、支出簿、運用簿)を備え、当該政治団体のすべての収入、支出及び金銭等の運用に関する事項を記載しなければならない。(法第9条)

また、会計責任者は一定額以上の全ての支出について領収書等を徴し、会計帳簿及び領収書等の支出証拠書類を収支報告書の要旨公表後、3年間保存しなければならない。政治団体が解散した場合も、会計責任者であった者に、同様の保存義務がある。(法第11条、16条関係)

### (3) 収支報告書の作成及び提出

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体の1年間の収入、支出及び資産等の状況について報告書を作成し、これを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出することを義務付けられている。(法第12条関係)

#### 【収支報告書の主な報告事項】

寄 附	年間5万円を超えるものについて、寄附者の氏名等
政治資金パーティーの 対価に係る収入	一の政治資金パーティーごとに20万円を超えるものについて、支払者の氏名等
支 出	◎政治活動費のうち一件当たり5万円以上のもの(資金管理団体・国会議員関係政治団体である間に行った支出については、後述の(4)・(5)を参照)について、支出を受けた者の氏名等 ◎領収書等の写し(複写機により複写されたものに限る。)を添付
資産等	土地、建物、建物所有のための地上権又は土地賃借権、100万円超の動産、預貯金(普通預金等を除く。)、金銭信託、有価証券、出資による権利、100万円超の貸付金、100万円超の敷金、100万円超の施設利用権、100万円超の借入金

### (3) 収支報告書の公表及び閲覧

公表	政治団体の収支報告書の要旨は官報又は都道府県の公報により11月30日までに公表される。(法第20条)
閲覧及び写しの交付請求	総務省又は都道府県選挙管理委員会において、政治団体の収支報告書は、公表の日から3年間閲覧に供され、誰でも写しの交付を請求できる。(法第20条の2)

### (4) 資金管理団体の収支報告

資金管理団体については、(2)のほか収支報告等について次の規定が定められている。

経常経費に係る支出の明細	一件当たり5万円以上の経常経費(人件費を除く。)についても、支出を受けた者の氏名等を収支報告書に記載し、領収書等の写しを添付する義務(法第19条の5の2)
保有する不動産の利用状況の報告	資金管理団体が不動産(土地・建物の所有権、建物の所有を目的とする地上権・賃借権)を保有しているとき、収支報告書に当該不動産の利用状況を記載する義務(法第19条の2の2)

※資金管理団体は平成19年8月6日以降、不動産を取得・保有することが禁じられている。  
(この規定の施行以前から保有している不動産を除く。)



## (5) 国会議員関係政治団体の収支報告

国会議員関係政治団体については、(2)のほか収支報告等について次の規定が定められている。

領収書等の徴収・保存	(金額に関わらず)全ての支出について、領収書等を徴し、保存する義務(法第19条の9)
1万円を超える支出(人件費を除く)の明細記載・領収書の添付	一件当たり1万円を超える経常経費(人件費を除く。)及び政治活動費について、支出を受けた者の氏名等を収支報告書に記載し、領収書等の写しを添付する義務(法第19条の10)
少額領収書等の写しの開示制度	収支報告書へ添付する必要のない、1万円以下の少額領収書等の写しについて、第三者から開示請求があった場合に、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会へ提出する義務(法第19条の16)
登録政治資金監査人による政治資金監査	登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、収支報告書の提出に併せて登録政治資金監査人が作成した監査報告書を提出する義務(法第19条の13、第19条の14)
(オンライン提出)	収支報告書、政治資金監査報告書の提出を、オンラインにより行うことへの努力義務(法第19条の15)

## (6) 無届団体とみなす措置

収支報告書を提出期限までに提出せず、かつ、当該提出期限までに前年分の収支報告書をも提出していない場合には、当該提出期限を経過した日以降、設立について届け出ていないものとみなされ、政治活動(選挙運動を含む)のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができなくなり、実質的に活動できない団体となる。

活動できない団体となった場合には、解散届の提出が必要となる。

(法第17条第2項)

## 4 寄附の制限

### (1) 会社等のする寄附の制限

会社・労働組合等の団体(政治団体を除く。)は、政党・政党の支部(1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部に限る。)及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。(法第21条関係)

また、何人もこれに違反する寄附をすることを勧誘し又は要求してはならない。

### (2) 公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限

何人も、公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く。)に関して金銭及び有価証券による寄附をしてはならない。ただし、政党がする寄附は認められている。

また、公職の候補者の政治活動に関する寄附であっても、政治団体に対するものは禁止されない(法第21条の2関係)

### (3) 寄附の量的制限

寄附の量的制限とは、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限のことで、寄附総額の制限(総枠制限)と同一の受領者に対する寄附額の制限(個別制限)とがある。(総枠制限、個別制限のいずれも、(1)及び(2)の制限を受けた上で、それに追加される制限。)

【総枠制限】一寄附者ができる寄附の年間総額の限度額(法第21条の3関係)

受領者 \ 寄附者	個人	会社、労働組合、 その他の団体
政党・政治資金団体	2,000万円まで	750万円 ~ 1億円 (資本金額、組合員数等による限度額あり)
その他の政治団体	1,000万円まで (遺贈によるものを除く)	寄附できない
公職の候補者		

※政治団体(政党、政治資金団体含む)がする寄附には、総枠制限はない。

【個別制限】一寄附者から一受領者への年間総額の限度額(法第22条関係)

受領者 \ 寄附者	個人	政治団体 (政党・政治資金団体除く)
政党・政治資金団体	制限なし	制限なし
その他の政治団体	150万円まで	5,000万円まで
公職の候補者		制限なし

※会社、労働組合、その他の団体が、政党・政治資金団体に対してする寄附には、個別制限はない。

## (4) 寄附の質的制限

寄附の質的制限とは、特定の者からの寄附等に関する規制(寄附者の制限)であり、次に掲げる政治活動に関する寄附が禁止されている。

(法第22条の3～第22条の6関係)

項目	内容
寄附の禁止 ・ 当該寄附者からの 寄附の受領禁止	国や地方公共団体から補助金等を受けている会社等の寄附
	(いわゆる)赤字会社の寄附
当該寄附者からの 寄附の受領禁止	他人名義及び匿名の寄附 (街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附で1,000円以下のものは除く。)
	外国人、外国法人等からの寄附 (主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、発行する株式が証券取引所に5年以上継続して上場されている者からの寄附を除く。)

## (5) その他公正な流れを担保するための措置

政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一環としてその自発的意思に基づいて行われるべきであり、不当にその意思を拘束し、寄附を強制することは寄附者の政治的自由の侵害となることから、次の規制がある。

(第22条の6の2、第22条の7、第22条の9関係)

項目	内容
寄附のあっせんに 関する制限	◎威迫等により寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんの禁止 ◎寄附者の意思に反するチェック・オフによる寄附のあっせんの禁止
関与の制限	寄附や政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与を制限
政治資金団体に係る寄附 の方法の制限	政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附を口座への振込みによることとする制限 (金額が1,000円以下のもの及び不動産の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む)によるものを除く。)

## 5 その他

### (1) 政治資金パーティーに関する規制

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているもので、次のような規制がある。（法第8条の2関係）



## ○政治資金パーティーの規制の概要

開催団体	<p>◎政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにしなければならない。(法第8条の2関係)</p> <p>◎政治団体以外の者が特定パーティー(政治資金パーティーのうち当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1千万円以上であるもの)になると見込まれる政治資金パーティーを開催しようとする場合には、その者は政治団体とみなされ、収支報告等の義務を負う。(法第18条の2関係)</p>
収支報告 ・ 公開基準	<p>◎政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治団体の会計帳簿に所要の事項を記載しなければならない。(第9条関係)</p> <p>◎一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計が20万円を超えるものは、収支報告において氏名等を公開しなければならない。(法第12条関係)</p>
対価の支払に関する制限	<p>◎何人も、一の政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、150万円を超えて対価の支払をしてはならない。(法第22条の8関係)</p> <p>◎寄附と同様に、あっせん及び関与の制限。</p>

## (2) 政治資金の運用規制

政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることから、政治資金の運用方法は、金融機関への預貯金、国債証券、地方債証券の取得など、安全かつ確実なものに限定されている。(法第8条の3関係)

※政治資金を株券などによる投機的取引で運用することを禁止し、政治団体の会計帳簿の中に資金の運用状況を記載することが義務付けられている。

# 6 罰則

## (1) 主な罰則

政治資金規正法における収支報告や寄附制限等の履行を担保するための主な罰則は、次のとおり。

5年以下の禁錮又は 100万円以下の罰金	無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反(法第23条)
	収支報告書、添付すべき書面の不提出(法第25条)
	収支報告書の不記載、虚偽記載(法第25条)
3年以下の禁錮又は 100万円以下の罰金	会計帳簿の備付け違反、不記載、虚偽記載(法第24条)
	領収書等の不徴収、不送付、虚偽記載(法第24条)
3年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金	寄附の質的制限違反(法第26条の2)
1年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金	寄附の量的制限違反(法第26条)

## (2) 公民権停止

政治資金規正法に定める罪(一部を除く)を犯した者は、選挙犯罪を犯した者と同様、次の期間、公民権(公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権)を有しない。(法第28条)

禁錮刑に処せられた者	裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後の5年間
罰金刑に処せられた者	裁判が確定した日から5年間
これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者	裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

※なお、政治資金規正法違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止される。(公職選挙法第137条の3)

## (3) 没収・追徴

寄附の量的、質的制限等違反による寄附に係る財産上の利益については、没収又は追徴される。(法第28条の2)

なお、匿名による寄附及び政治資金団体に係る寄附で振込みによらないでなされたものについては、国庫に帰属し、その保管者等が国庫に納付することとなる。(法第22条の6、第22条の6の2関係)

ご不明な点がございましたら、  
静岡県選挙管理委員会まで  
お問い合わせください。

☎054-221-2058

